

新山形県DV被害者支援基本計画（仮称）骨子（素案）概要について

平成27年12月4日
子育て推進部若者支援・男女共同参画課

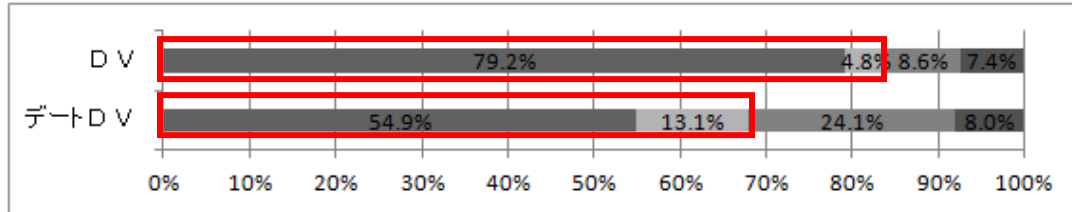
<計画期間> 平成28～32年度までの5年間

<計画の位置づけ>

配偶者暴力防止法、第3次山形県総合発展計画、山形県男女共同参画計画

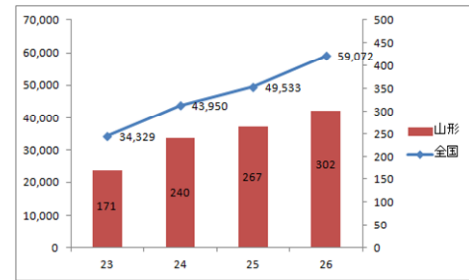
<DV被害の現状>

- (1) DVの認知度 (H26ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画計画意識調査)
- 「DV」の認知度は84%と比較的高いが、100%には満たない
 - 「デートDV」の認知度は68%と低い。



- (2) DV被害の認知件数 (県警察本部調べ)

- 本県の認知件数 (H26) は302件で、過去最多
- 被害者の9割が女性 (男性被害者は1割程度だが、増加率は高い)
- 高齢者層の被害者が増加している。



- (3) 一時保護の状況 (子ども家庭課調べ)

- 一時保護にあたり被害者に同伴する子どもが多くいる。

(H26 保護した事案21件中 同伴する子どもがいるケース11件 同伴率52%)

- (4) 関係機関からの事前ヒアリングから見える本県の状況

- DVという言葉の認知度は高まってきたが、どんなことがDVにあたるのかという認識を高める必要がある。(身体的暴力、精神的暴力、性的暴力 等)
- 小・中学生段階からの被害者にも加害者にもならない教育が必要。
- 相談窓口周知のために、積極的情報発信が必要。
- 住民の身近な行政である市町村との連携が重要。
- 被害者がその後自立して生活するためには、住まいと仕事の確保が必要。
- DV事案の多様化することにより、女性、男性双方が被害者であり、かつ加害者となってしまうケースが発生している。

国の基本的な方針

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 関係機関の連携 (認識の共有、情報の交換など)
- 安全の確保 (情報管理の徹底、被害者及び親族等の安全の確保)
- 地域の状況の考慮 (県、市町村の役割や相互協力の在り方の協議等)

<課題>

- DVへの誤った認識 (4)-①
- 若年層への教育啓発 (1)、(4)-②
- 相談体制の強化
 - 各種相談窓口の周知啓発の徹底
 - 相談窓口の拡大検討 (2)、(4)-③、⑥
- 保護体制の強化
 - 保護体制の充実
 - 高齢者への対応 (2)
- 被害者の自立支援
 - 住居の確保に向けた支援
 - 経済的自立に向けた支援 (4)-⑤
- 関係機関との連携強化
 - 市町村との連携の明確化 (4)-④

新計画

<基本目標>

男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

○骨子(素案)

基本の柱		施策の方向		今後の方策		
予 防	社会づくり DVを許さない I 男女が互いの人権を尊重した	1 DV防止に向けた県民意識の醸成	強化	①県民への意識醸成の促進 ②DVに関する認識の一層の浸透 ③高齢者への予防啓発の推進 ④障がい者への予防啓発の推進		
		2 若年層に対する予防啓発の推進	新規	①若年層における交際相手からの暴力防止のための教育の推進 ②子ども達を被害者にも加害者にもしない教育の充実		
		3 加害者対策の推進	強化	①「アルコール依存症」等との関連調査 ②加害者更生に関する調査・研究 ③男性の性別役割分担意識の是正を促す環境の整備		
発 見 ・ 相 談 ・ 保 護	II 早期発見・通報の理解促進と 相談・保護体制の充実	4 早期発見・通報の理解促進	継続	①県民による発見・通報のための環境づくり ②救急隊員・医療関係者等の理解促進 ③母子保健との連携強化 ④保育・教育機関等への理解促進の働きかけ ⑤福祉サービスの提供者への理解促進の働きかけ ⑥民生委員・児童委員・人権擁護委員等への働きかけ ⑦通報等への対応		
		5 安心して相談できる体制の確保	強化	①配偶者暴力相談支援センターの周知啓発及び機能強化 ②市町村相談窓口の周知啓発と適切な支援への働きかけ ③警察による適切な対応 ④各種相談機関による相談窓口の設置及び連携強化 ⑤災害時における周知啓発 ⑥SNS等を活用した相談窓口の周知 ⑦男性の性別役割分担意識の是正を促す環境の整備 (再掲) ⑧男性専用DV相談窓口の設置に関する検討 ⑨相談員等関係機関職員の研修体制の充実 ⑩相談員等のメンタルヘルスクエア体制の整備		
		6 迅速で安全な保護体制の充実	継続	①移送体制の整備 ②緊急保護体制の充実 ③一時保護機能の充実 ④被害者家族支援のための連携強化 ⑤民間支援団体との連携強化 ⑥広域連携の推進		
		7 同伴する子ども等への支援		①同伴する子どもへの支援 ②教育委員会・学校・保育施設等への協力要請		
		8 高齢者、障がい者、外国人への配慮	強化	①高齢の被害者への支援 ②障がい者への相談対応等 ③相談機関におけるユニバーサルデザイン化の推進 ④母国語による支援		
		自 立	III 被害を繰り返さない自立支援 体制の整備	9 住居の確保に向けた支援	継続	①公営住宅の優先入居実施等の入居対策 ②母子生活支援施設による支援の円滑化 ③ステップハウスの設置検討
				10 経済的自立に向けた支援	強化	①被害者への就業支援の充実 ②一人ひとりのニーズに応じた就職のワンストップ窓口における支援 ③被害者の職業能力開発支援の充実 ④職場での配慮 ⑤被害者の子どもの就学支援
				11 司法手続きに関する支援	継続	①民事法律扶助制度等の周知 ②法律相談の充実 ③保護命令に対する情報提供及び適切な対応の実施
12 こころの回復支援	強化			①被害者及び同伴する子ども等へのメンタルヘルスクエアの実施 ②潜在的被害者支援のための民間団体活動の支援		
連 携	IV 関係機関の協力・ 連携	13 被害者の情報保、自立支援体制の整備	強化	①支援制度に関する窓口の一元化 ②自立のための支援 ③被害者等の個人情報の保護の徹底 ④再被害防止の支援による安全・安心の確保 ⑤生活困窮者自立支援制度の活用 ⑥関係者の配慮		
		14 施策調整機能の強化	継続	①DV対策庁内連絡会議の活用 ②広域連携の推進 (再掲)		
		15 関係機関との連携強化		①DV被害者支援対策関係機関連絡会議の活用 ②地域DV被害者支援連絡協議会の強化 ③被害者支援団体との連携強化 ④民間団体との協働による支援者への研修機会の拡大 ⑤苦情処理の体制整備		
		16 市町村との連携強化	新規	①市町村における支援体制づくりの推進 ②市町村における広報・啓発の促進 ③地域における家庭への働きかけ ④市町村相談窓口の周知啓発と適切な支援への働きかけ (再掲) ⑤緊急時における安全の確保 ⑥災害時における周知啓発 (再掲)		